

六、法律に依りて、労働契約を締結する者、其の労働の条件を定むるに際し、労働基準法に規定する事項を遵守し、かつ、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

七、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

八、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

九、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

十、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

十一、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

十二、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

十三、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

十四、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

十五、労働者の健康を保護し、その生活を向上せんことを旨として、労働条件を定めることとす。

植田組人壽保險會火災支所

財團法人協調會大阪支所

ルハ勿論既定ノ解雇手當ハ支給セズ

一、家族救済トシテ金四百五十圓也ヲ支給ス

本協定ニヨリ爭議團ハ即時解散シ七月十七日ヨリ就業スルモノトス

右覺書ハ之ヲ四通作製ノ上各々關係者ニ於テ保管ス

昭和七年七月十六日

會社側代表	植田一郎
従業員代表	桂芳郎
	青木恒太郎
	森脇甚一
調停官補	清水喜代助
葦合警察署長	中出忠七郎